

独立行政法人国民生活センターの中期計画の一部変更について

独立行政法人国民生活センター

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 消費生活情報の収集</p> <p>① P I O - N E T の運営</p> <p>センター及び地方センターへの苦情相談が大幅に増加する中、P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワーク・システム) の運営の効率化と情報提供の迅速化を図るため、P I O - N E T のホストコンピュータシステムの見直しに着手するとともに、相談カード体系及び入力方法等の改善を図ることにより、相談受付からP I O - N E T 登録までの1件当たり平均所要日数を、15%以上短縮する。</p> <p>利用者がP I O - N E T に登録された苦情相談の傾向及び特徴について随時知ることができる「消費生活相談データベース」については、1週間以内ごとにデータを更新する。</p>	<p>(略)</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 消費生活情報の収集</p> <p>① P I O - N E T の運営</p> <p>センター及び地方センターへの苦情相談が大幅に増加する中、P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワーク・システム) の運営の効率化と情報の迅速化を図るため、P I O - N E T のホストコンピュータシステムの見直しに着手するとともに、<u>端末等の一元的な整備・管理を行う。また、相談カード体系及び入力方法等の改善を図ることにより、相談受付からP I O - N E T 登録までの1件当たり平均所要日数を、15%以上短縮する。</u></p> <p>利用者がP I O - N E T に登録された苦情相談の傾向及び特徴について随時知ることができる「消費生活相談データベース」については、1週間以内ごとにデータを更新する。</p>

現 行	改 正 案
<p>7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画 なし</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>1) 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。</p> <p>2) 個人情報保護法の施行に係る相談及び研修に対応するための人員の確保を図る。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員は、期首126人に対して123人以内とする。なお、上記2)を除外した場合にあっては中期計画期間中6人削減する。</p> <p>(3) 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p>7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画 なし</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>1) 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。</p> <p>2) 個人情報保護法の施行に係る相談及び研修に対応するための人員の確保を図る。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員は、期首126人に対して123人以内とする。なお、上記2)を除外した場合にあっては中期計画期間中6人削減する。</p> <p><u>(3) 中期目標期間を超える債務負担</u> <u>平成17年度から平成21年度までのコンピュータの賃貸借</u></p> <p><u>(4) 積立金の処分に関する事項</u> なし</p>

現 行

別紙 1

中期計画予算

平成 15 年度～平成 19 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	10,728
事業収入等	1,140
その他の収入	68
計	11,936
支出	
業務経費	4,574
一般管理費	1,136
人件費	6,158
その他の支出	68
計	11,936

【人件費の見積り】

期間中総額 4,948 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

改 正 案

別紙 1

中期計画予算

平成 15 年度～平成 19 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	12,586
事業収入等	1,140
その他の収入	68
計	13,794
支出	
業務経費	6,432
一般管理費	1,136
人件費	6,158
その他の支出	68
計	13,794

【注記】

1. 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。
2. 平成 17 年度以降の業務経費については、全国消費生活情報ネットワーク・システムの管理・運営に係る経費を追加している。

【人件費の見積り】

期間中総額 4,948 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

## 現 行

別 紙 2

## 収 支 計 画

平成 15 年度～平成 19 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	11,868
經常費用	11,868
業務経費	4,574
一般管理費	1,136
人件費	6,158
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	11,868
運営費交付金収益	10,728
事業収入等	1,140
資産見返運営費交付金戻入	—
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

## 【注記】

当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 改 正 案

別 紙 2

## 収 支 計 画

平成 15 年度～平成 19 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	13,726
經常費用	13,726
業務経費	6,432
一般管理費	1,136
人件費	6,158
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	13,726
運営費交付金収益	12,586
事業収入等	1,140
資産見返運営費交付金戻入	—
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

## 【注記】

- 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。
- 当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 現 行

別 紙 3

## 資 金 計 画

平成 15 年度～平成 19 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	11,936
業務活動による支出	11,868
投資活動による支出	64
財務活動による支出	4
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	11,936
業務活動による収入	11,868
運営費交付金による収入	10,728
事業収入等	1,140
投資活動による収入	4
財務活動による収入	64
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

## 改 正 案

別 紙 3

## 資 金 計 画

平成 15 年度～平成 19 年度

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	13,794
業務活動による支出	13,726
投資活動による支出	64
財務活動による支出	4
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	13,794
業務活動による収入	13,726
運営費交付金による収入	12,586
事業収入等	1,140
投資活動による収入	4
財務活動による収入	64
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

【注記】各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 独立行政法人国民生活センター平成17年度予算(案)状況

### 1. 概要

独立行政法人国民生活センターの平成17年度運営費交付金の算定に当たっては、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(閣議了解)及び中期目標を踏まえ、平成17年度の業務等経費について見直し等を図り、国民生活に関する情報の提供及び調査研究等を行うために必要な平成17年度の運営費交付金の所要額を算出することとした。

#### 【運営費交付金算定ルール】

#### I 収入

17年度収入予定額 = 自己収入見積額  
252,800 千円

#### II 支出

1. 業務経費 = (16'平年度化予算額 - 16'一時経費) × 効率化係数 × 政策係数 × 消費者物価指数 + 特殊要因  
1,684,732 千円      1,099,298      75,742      0.99      1.6059      0.998      60,711

2. 一般管理費 = 16'予算額 × 効率化係数 × 消費者物価指数 + 特殊要因  
386,197 千円      263,611      0.9631      0.998      132,821

3. 人件費 = 16'平年度化予算額 × 給与改善率等 × 効率化係数  
1,416,628 千円      1,240,067      1.011634      0.9756

+ (16'厚生年金負担率増加影響額 × 給与改善率等 × 効率化係数)  
(                      737                      1.011634                      0.9756 )

+ (17'厚生年金負担率増加影響額 × 給与改善率等 × 効率化係数)  
(                      3,904                      1.011634                      0.9756 )

+ (退職手当 × 昇給原資率)  
187,076      1.0058

4. 計(1+2+3) = 業務経費 + 一般管理費 + 人件費  
3,487,557 千円      1,684,732      386,197      1,416,628

III 運営費交付金(II-I) = 支出 - 収入  
3,234,757 千円      3,487,557      252,800

平成17年度予算額(案)事項別表

(単位:百万円)

区分	平成16年度 予算額 (A)	平成17年度 予算額 (B)	比較 増△減額 (B-A)	備考
収入				
運営費交付金	2,520	3,235	714	28.3%増
事業収入等	253	253	0	
その他の収入	26	-	△26	
計	2,799	3,488	689	
支出				
業務経費	1,092	1,685	593	1. P10-NET運用に必要な経費(666) 2. 個人情報に関する苦情相談対応事例集の作成に必要な経費(8) 3. 既存分の効率化による減(△81)
一般管理費	264	386	123	1. 東京事務所外壁補修、屋上防水及び空調設備更新(133) 2. 既存分の効率化による減(△10)
人件費	1,418	1,417	△1	1. 退職手当(△10) 2. 既存分の効率化による減(△16) 3. その他(25)
その他の支出	26	-	△26	
計	2,799	3,488	689	

(注) 四捨五入の関係で、一致しないことがある。

○増額経費の主なもの

1. 全国消費生活情報ネットワーク・システム(P10-NET)の運用に必要な経費 666百万円

全国の消費生活センターにおけるP10-NET事業の運営は、内閣府の生活情報体制整備等交付金によって実施されてきたところであるが、①迅速、的確な消費者被害の収集、提供のため一層の電子化・効率化が急務なこと、②消費者基本法において新たに国及び国民生活センターの役割が規定されたことを踏まえた対応が必要なこと、③国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金の抜本的な見直しが求められていることを踏まえて、17年度において内閣府の生活情報体制整備等交付金を廃止し、P10-NET事業の運営を一括して国民生活センターが実施していくために必要な経費
2. 個人情報保護法関連経費 8百万円

「個人情報の保護に関する基本方針」(H16.4閣議決定)に定められた、苦情相談対応事例集を作成するために必要な経費
3. 東京事務所外壁補修、屋上防水及び空調設備更新 133百万円

東京事務所の建物、設備の老朽化に伴う外壁改修、屋上防水及び空調設備の更新工事の実施に必要な経費

○PIO-NETに登録された苦情相談件数

平成12年度	547,145件	(17.1%増)
13年度	655,899件	(19.9%増)
14年度	873,662件	(33.2%増)
15年度	1,500,231件	(71.7%増)
16年度	1,134,456件	(1月13日現在)

○PIO-NET入力までの平均所要日数の推移

平成12年度	68日
13年度	72日
14年度	67日
15年度	77日

○直接入力移行に伴うPIO-NET入力までの平均所要日数の推移

<東京都>

- ・平成15年度より直接入力開始(メインセンターのみ)

平成14年度	55日
平成15年度	83日

※なお、平成16年度より全センターで直接入力開始

<大阪府>

- ・平成14年度より直接入力開始

平成13年度	84日
14年度	73日
15年度	75日

○地方消費生活センターの設置数(平成16年4月現在)

都道府県	168箇所	
政令指定都市	18箇所	
市町村	303箇所	計
		489箇所

## 独立行政法人通則法（抜粋）

### （中期計画）

第30条 独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### （中略）

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### （財務大臣との協議）

第67条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 1 第29条第1項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 2 第30条第1項、第45条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第48条第1項の規定による認可をしようとするとき。